

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壮瞥町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、個人情報を含む業務上知り得た秘密の保持について契約書上で規定を設けている。

評価実施機関名

壮瞥町長

公表日

平成27年5月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年12月17日法律123号)に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証の交付、保険料賦課及び徴収、要介護認定並びに保険給付に関する事務をおこなう。 介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る届出の受理及び届出に係る審査、結果に関する事務関係。 ②被保険者証及び介護認定に関する事務関係 ③介護給付、予防給付及び償還払いの支給に関する事務関係 ④介護認定・区分変更等の申請受理及び結果に関する事務。 ⑤介護給付費等の対象サービスの種類指定及び変更申請の受理及び審査、結果に関する事務関係 ⑥居宅介護サービス費及び介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理及び審査、結果に関する事務関係 ⑦介護保険料の徴収及び賦課に関する事務関係 ⑧介護保険料滞納者に係る徴収対応に関する事務関係(一時差し止め及び減額給付など)
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 滞納整理システム 3. 収納消込システム 4. 口座関連システム 5. 審査システム(eLTAX) 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者情報ファイル (2)世帯員情報ファイル (3)滞納処分ファイル (4)交渉記録ファイル (5)収納履歴ファイル (6)口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条第1項各号及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,106,109,117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93,94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報照会の根拠) 第2条第1,5号、第3条第1,5号、第6条第1,4号、第19条各号、第25条第3号、第30条第8号、第32条各号、第33条第5号、第43条第3号、第44条各号、第47条第1,6,8,9号 (情報提供の根拠) 第46条第1項各号及び第2項、第47条各号及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長	住民福祉課長 小林 一也
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町役場総務課総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町役場住民福祉課介護保険係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

[illegible]